

さいたま市福祉3医療制度（子育て支援医療費、  
心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費）と  
日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の  
運用に伴う想定事例集



令和5年4月

さいたま市

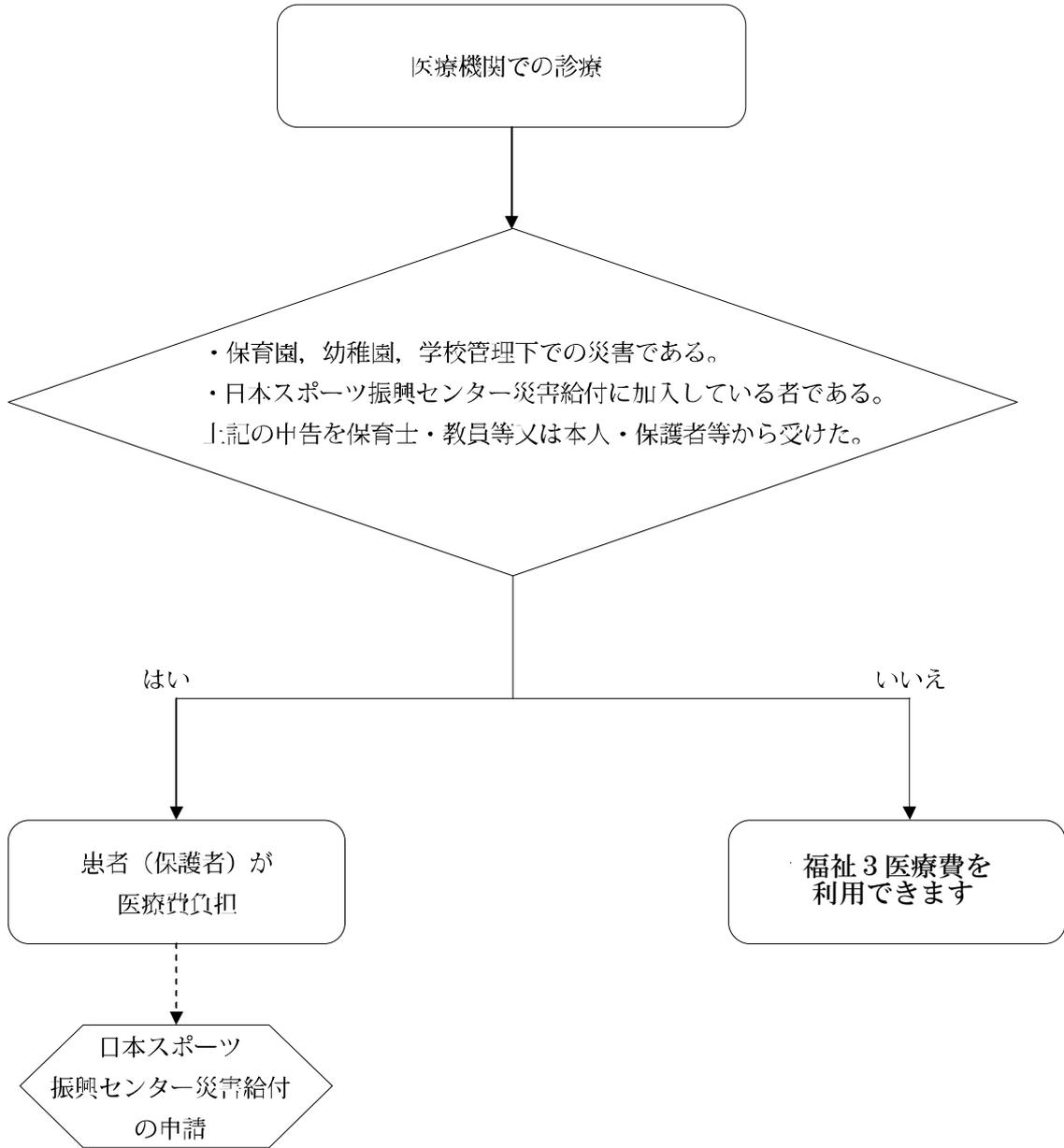
子ども未来局 子ども育成部 子育て支援課  
福祉局 障害福祉部 障害福祉課

## 想定事例集

事 例	判 断	ページ
事例 1 本人・保護者または教員・保育士等が付き添い、学校又は保育園の管理下での災害である旨を申告した場合	窓口負担	… 1
事例 2 学校等の管理下であるか判断できない場合の医療費はどのように対応すればよいのでしょうか。	窓口無料	… 2
事例 3 本人、保護者からの「学校等の管理下である」旨の申告が無く窓口無料としていた傷病等について、後日、日本スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合はどのように取り扱えばよいのでしょうか。	翌月の診療分から 窓口負担	… 3
事例 4 以前より病気にて通院していましたが、学校等の管理下での災害により新たに同じ医療機関での診療を行いました。	学校管理下ではない 診療は窓口無料	… 4
事例 5 学校等の管理下に原因があると思われるストレスによる病気で診療しました。	窓口無料	… 5
事例 6 学校等の管理下でのけんかによる怪我を診療しました。	窓口負担	… 6
事例 7 学校等の管理下にて持病等を発症して受診した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。（教職員等の付き添いあり）	窓口無料	… 7
事例 8 交通事故や、悪意のある第三者行為による受傷などで診療を行った場合。	窓口負担	… 8
事例 9 生活保護家庭の子どもについて診療を行いました。この場合はどのように対応すればよいのでしょうか。	医療券対応	… 9
事例 10 日本スポーツ振興センターの対象である旨の申告があり、医療費は患者に請求していたが、治癒までに医療費総点数が500点を超過しなかった場合など、日本スポーツ振興センターから医療費の給付が受けられない旨の相談を、患者から受けた場合の対応は、どのようにすればよいのでしょうか。	窓口負担後、 市へ請求	… 10
事例 11 学校等の管理下ではない病気と、学校等での怪我について、同日に両方とも診療しました。再診料はどのようにレセプトに記載すればよいのでしょうか。また、この日に処方箋を出した場合、処方箋料はどうでしょうか。	再診料・処方箋料 ともに市請求に含める	… 11
事例 12 学校等の管理下での傷病も全て福祉3医療費の対象として無料とし、日本スポーツ振興センターとの調整を市で行ってもらえないのでしょうか。	-----	… 12

## 医療機関窓口での事務取り扱い方法

◎保育園、幼稚園等の園児、小中学生、高校生(心身障害者医療、ひとり親家庭等医療のみ)の受診について



凡例    →    医療機関での事務  
         -.-> 受診者・学校等の作業

※ 事例3の場合及び、事例8の一部にあるような悪意のある第三者行為による受傷の場合はこの限りではありません。

## 事例 1

本人・保護者または教員・保育士等が付き添い、学校又は保育園での災害である旨を申告した場合。

- 
- 学校等の管理下である旨の申告があった場合、窓口で医療費を請求してください。
- 

本人・保護者、又は教員・保育士等が「学校等の管理下である」旨を申告した場合は窓口で医療費を請求してください。（学校等の管理下の災害により受診する場合は福祉3医療費受給資格証を使用しないように周知徹底を図ります。）尚、学校等の管理下であることが判然としない場合は、福祉3医療費の適用対象となりますので、医療機関では窓口無料としてください。

生活保護世帯の医療費については学校等の管理下の災害であっても日本スポーツ振興センターの給付の対象とはなりませんので、従来どおり生活保護の医療券で扱ってください。

## 事例2

学校等の管理下であるか判断できない場合の医療費はどのように対応すればよいのでしょうか。

---

・学校等の管理下であるか判断ができない場合などの医療費は窓口無料化として対応してください。

---

本人等からの（学校等の管理下の災害である旨の）申告がない場合の医療費については、福祉3医療費の対象としてください。

尚、生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童等の医療費については福祉3医療制度の対象とはなりませんので、従来どおり医療券や受診券で扱ってください。

※ 生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童等には福祉3医療費の受給資格証を交付しておりません。

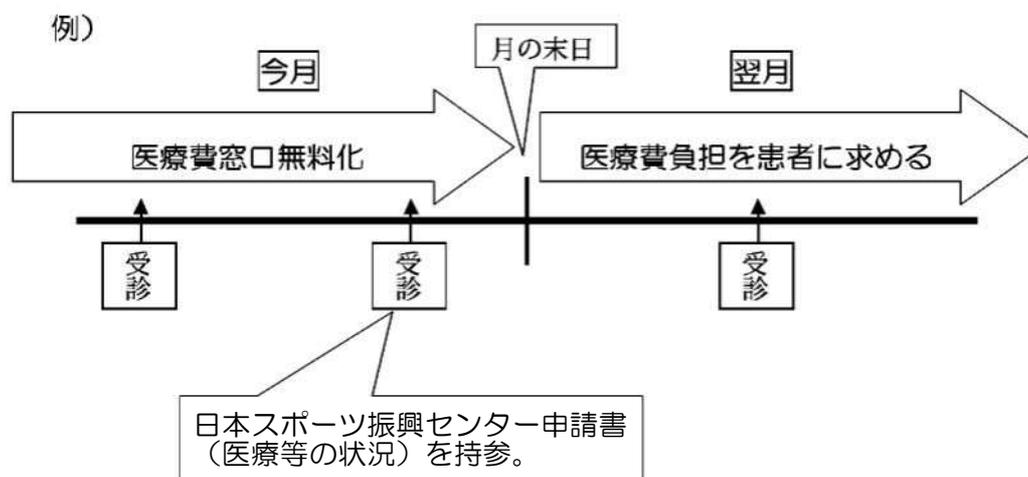
### 事例3

本人、保護者からの「学校等の管理下である」旨の申告がなく窓口無料と  
していた傷病等について、後日、日本スポーツ振興センターの申請書（医  
療等の状況）を持参した場合はどのように取り扱えばよいでしょうか。

・日本スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合は持  
参した日の属する月までは窓口無料化として、翌月の診療からは医療費の請  
求をしてください。

日本スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合、該当  
の傷病は日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となります。よって、  
申請書（医療等の状況）を持参した月は窓口無料化で、翌月からは窓口負担  
を求めてください。

日本スポーツ振興センターの申請書（医療等の状況）を持参した場合は学校  
等の管理下の災害の医療費分について、従来どおり医療費総額の記載をお願  
いします。



【参考】 日本スポーツ振興センター申請書(医療等の状況)→添付資料1をご覧ください。

#### 事例4

以前より病気にて通院していましたが、学校等の管理下での災害により新たに同じ医療機関での診療を行いました。

---

・原則、学校等の管理下の傷病等は患者さんに医療費を請求していただくとともに、学校等の管理下ではない傷病等の場合は窓口無料としてください。ただし、医療費を請求する傷病等と、無料化となる傷病等で分割することが困難な場合は全額福祉3医療費の対象として扱って頂いて構いません。

---

レセプトへの記載については公費対象と公費対象外の双方の記載がそれぞれできるようになっているとの事でした。（社会保険診療報酬支払基金に確認。）これに応じて学校等の管理下の傷病（保険請求：7割分）と学校等の管理下ではない傷病（保険請求：7割分＋市福祉3医療請求：3割分）のそれぞれの内容をレセプトに記載してください。

尚、レセプト作成要領は国公費該当分と公費非該当分が混在する場合の取り扱いと同様に取り扱いいただきますようお願いいたします。

本人若しくは保護者等が日本スポーツ振興センター申請書（医療等の状況）を持参した場合は、学校等の管理下の災害の医療費分を従来どおり医療等の状況へ記載願います。

## 事例5

学校等の管理下に原因があると思われるストレスによる病気で診療しました。

---

・学校等の管理下に原因があると思われるストレスなどの病気については医療費無料化で対応してください。

---

学校等の管理下での怪我などは日本スポーツ振興センターの給付対象となりますが、学校等の管理下に原因があると思われるストレスなどの病気については、日本スポーツ振興センターの適用となるか否かの判定までに相当の時間を要する（判定されないこともある）ため、原則、福祉3医療費の対象としてください。

【参考】 怪我の場合⇒事例6 学校等の管理下でのけんかによる怪我を診療しました。

## 事例6

学校等の管理下でのけんかによる怪我を診療しました。

---

---

・学校等の管理下でのけんか等による傷病等の場合は患者さんに医療費を請求してください。

---

---

学校等の管理下でのけんかによる怪我などは、基本的に日本スポーツ振興センターの給付の対象となります。

日本スポーツ振興センター申請書（医療等の状況）を持参した場合は学校等の管理下の災害の医療費分について、従来どおり医療費総額の記載をお願いします。

**【参考】** 怪我ではない症状の場合⇒事例5 学校等の管理下に原因があると思われるストレスによる病気で診療しました。

## 事例7

学校等管理下にて持病等を発症して受診した場合、どのように対応すればよいのでしょうか。（教職員等の付き添いあり）

---

・教職員等の付き添いがあっても日本スポーツ振興センター対象外の旨の申告があった場合は窓口無料化として対応してください。

---

学校管理下でも、持病の発症などの場合は日本スポーツ振興センターの給付対象外となることがあります。

日本スポーツ振興センター対象外である旨、教職員等が付き添い時に医療機関窓口で申告した場合は福祉3医療費の対象としてください。（教職員等が医療機関に付き添う場合は学校等の管理下の災害であるか否かの申告を行うように周知徹底を行います。）

## 事例8

交通事故や、悪意のある第三者行為による受傷などで診療を行った場合。

---

---

・交通事故又は悪意のある第三者行為による受傷などの場合で、国保など健康保険の対象とならない場合は、福祉3医療制度も使用できません。

---

---

福祉3医療制度は保険診療を行った場合の本人の一部負担金を助成する制度ですので、国保など健康保険の対象外の診療では対象外となります。

また、保険診療が認められる場合であっても、学校等の管理下の災害等で、日本スポーツ振興センター災害共済給付の適用がある旨の申告を受けた場合は窓口で医療費を請求してください。

## 事例9

生活保護家庭の子どもについて診療を行いました。この場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

---

・日本スポーツ振興センターによる給付・福祉3医療制度ともに生活保護世帯に対する医療費給付又は助成を行っていません。従来どおり生活保護の医療券による対応としてください。  
※この場合でも患者又は保護者等が「障害診断書」などの書類の記入を依頼する場合がありますのでこの場合は同用紙への記入等、対応をお願いします。

---

生活保護世帯に関しては福祉3医療制度は対象外となり、日本スポーツ振興センター災害共済給付共々医療費給付は行われないものの、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度では障害見舞金・死亡見舞金の給付があります。

※ 生活保護世帯や、里親に委託されている乳幼児・児童等には福祉3医療費の受給資格証を交付しておりません。

## 事例10

日本スポーツ振興センターの対象である旨の申告があり、医療費は患者に請求していたが、治癒までに医療費総点数が500点を超過しなかった場合など、日本スポーツ振興センターから医療費の給付が受けられない旨の相談を患者から受けた場合の対応はどのようにすればよいのでしょうか。

- 
- ・医療機関発行の領収書等を添えて区役所で医療費申請の手続を行うことにより、福祉3医療制度から後日、医療費の払戻しが可能である旨お知らせしてください。
- 

上記の事例のように日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象でも、完治までにかかった医療費が少額であり、給付対象外と判断されてしまった場合は後日、福祉3医療制度において医療費助成を行う事が可能ですので、お住まいの区の保険年金課へのご案内をお願いします。この場合において、保険診療である医療費は福祉3医療制度の対象となりますが、文書料・薬ビン代・健康診断料など、保険診療とならないものは支給の対象外となります。

## 事例 1 1

学校等の管理下ではない病気と、学校等での怪我について、同日に両方とも診療しました。再診料はどのようにレセプトに記載すればよいでしょうか。また、この日に処方箋を出した場合、処方箋料はどうでしょうか。

---

・再診料、処方箋料ともに福祉3医療費の対象として取り扱って頂いて構いません。

---

学校等の管理下での災害にかかる診療のみである場合は再診料、処方箋料ともに日本スポーツ振興センターの該当となりますが、同日受診により従来の病気の診療と学校等の災害の切り分けが不可能である場合は再診料、処方箋料ともに福祉3医療費（81・82・83公費）としてレセプト請求して頂いて構いません。

## 事例12

学校等の管理下での傷病も全て福祉3医療費の対象として無料とし、日本スポーツ振興センターとの調整を市で行ってもらえないでしょうか。

---

・各々二つの制度について、重複して給付を受けることはできないことが規定されていることから、学校等の管理下である旨の申告を受けた傷病については日本スポーツ振興センターの給付対象として、医療機関窓口では医療費の請求を行ってください。また、それ以外の傷病については福祉3医療費の対象として窓口無料化として対応してください。

---

日本スポーツ振興センターの施行令で、市町村の給付を受けた場合は「その受けた限度において、災害共済給付を行わない。」とされています。また、市の医療費助成制度を使用した場合、日本スポーツ振興センターの医療費申請に際しては市町村の医療費助成を利用した旨を報告することとなっています。

【参考】 重複して給付を受けることはできない規定→添付資料2をご覧ください。

# 医療等の状況

立

学校(園)

令和 年 月 分

この用紙は、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付金の支払請求に使うものです。

医療機関へお願い

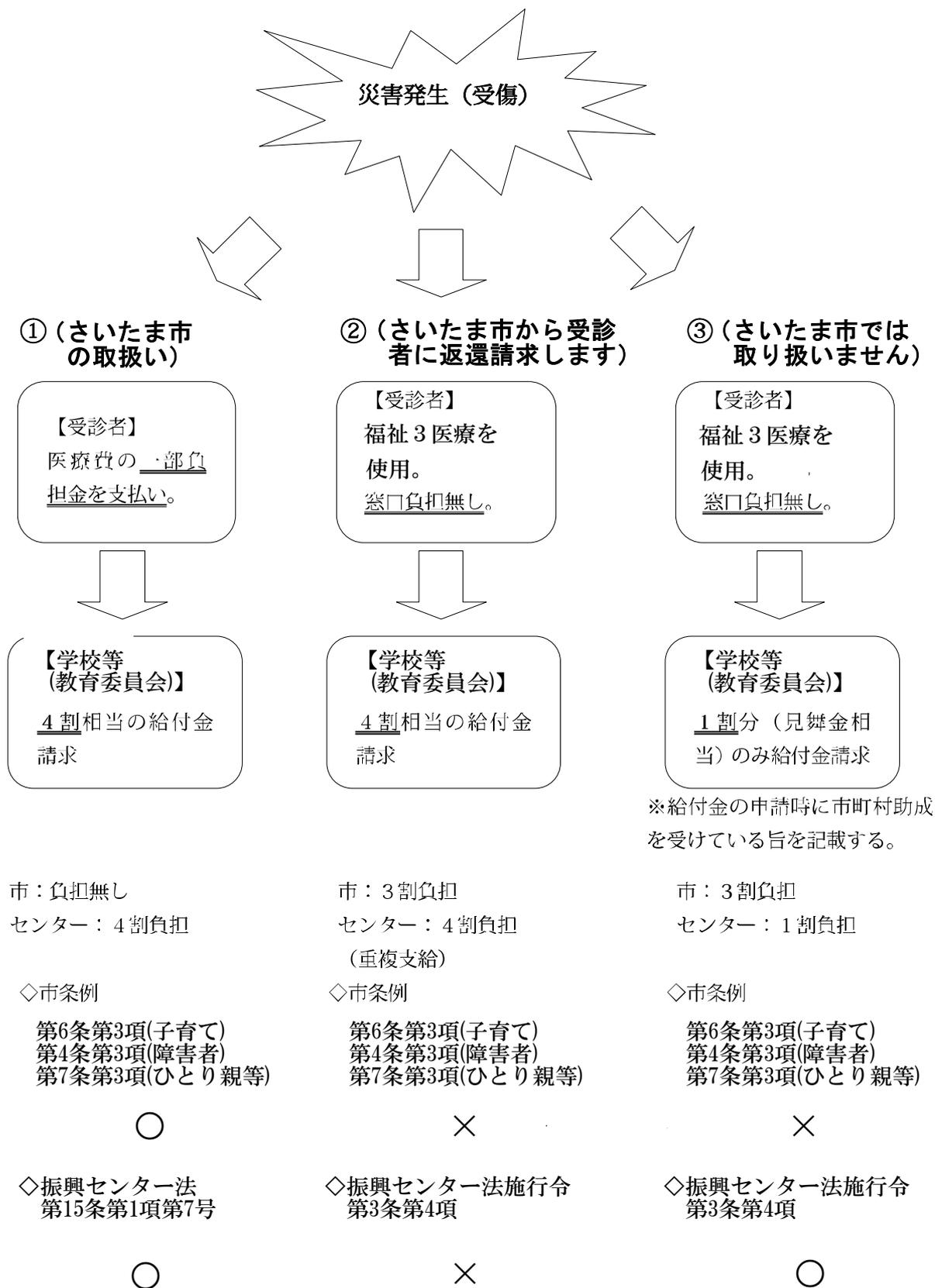
診療報酬請求点数及び負担金額欄中、空欄となる上位けた数欄は、×印等で抹消してください。

被災児童生徒等	氏名	男	平成	年 月 日生									
		女	令和										
傷病名	(1)												
	(2)												
	(3)												
診療開始日	(1)	令和	年	月	日	診療実日数	転 帰						
	(2)	令和	年	月	日		日	治	死	中			
	(3)	令和	年	月	日		ゆ	亡	止				
診療報酬点数	外来に係る療養					入院に係る療養							
	十万	万	千	百	十	一	日数	十万	万	千	百	十	一
診療報酬点数						点	日間						点
							円	入院に係る食事療養標準負担額	日数	万	千	百	
上記のとおり証明します。													
令和 年 月 日													
医療機関所在地及び名称													
氏名													
※ 決 定	外来に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =						円			
	入院に係る療養分		10円×	点× $\frac{4}{10}$ =						円			
	入院に係る食事療養標準負担額								円				
	合 計								円				

- (注) 1 この医療等の状況は、医療保険各法に基づく被扶養者、被保険者又は組合員としての療養を受けた場合に使用すること。  
 2 病院又は診療所における医科の療養と歯科の療養は、それぞれ別葉とすること。  
 3 入院に係る食事療養標準負担額欄は、食事をとった日数の合計と食事療養標準負担額の合計額を記入すること。  
 4 ※印は、記入しないこと。  
 5 この医療等の状況の用紙は、日本産業規格A4縦型とすること。

<b>【お願い】</b> 上記証明において公費負担医療制度の利用状況について下欄の記入にご協力ください。(※該当する項目に☑をつけてください。)		
<input checked="" type="checkbox"/> 記入者* <input type="checkbox"/> 保護者 <input type="checkbox"/> 学校(園) <input type="checkbox"/> 設置者 <input type="checkbox"/> 医療機関	<input checked="" type="checkbox"/> 公費負担医療制度* <input type="checkbox"/> 利用なし(記入終了) <input type="checkbox"/> 利用あり(右欄記入)	<input type="checkbox"/> 乳幼児 <input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 子ども医療助成 <input type="checkbox"/> 障害者総合支援法* <input type="checkbox"/> その他 (利用している制度を記入) [ ]
自己負担額 (「利用あり」の場合に記入)		円

## 学校等管理下での災害時、給付の請求の流れ





### 独立行政法人日本スポーツ振興センター法

第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 その設置するスポーツ施設及び附属施設を運営し、並びにこれらの施設を利用してスポーツの振興のため必要な業務を行うこと。

～ 中略 ～

- 七 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいい、同条に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。

### さいたま市妊婦健康診査費及び子育て支援医療費の助成に関する条例

(子育て支援医療費助成金の支給)

第6条 市長は、受給資格者に対し、子育て支援医療費に係る助成金(以下「子育て支援医療費助成金」という。)として、一部負担金の額を支給するものとする。

～中略～

- 3 第1項の規定にかかわらず、子育て支援医療費について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、子育て支援医療費助成金を支給しない。

### さいたま市心身障害者医療費支給条例

(医療費助成金の支給)

第4条 市長は、次条第2項において登録を受けた者(以下「受給資格登録者」という。)に対し、医療費助成金として一部負担金の額を支給するものとする。

～中略～

- 3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、医療費助成金を支給しない。

### さいたま市ひとり親家庭等医療費支給条例

(ひとり親家庭等医療費の支給)

第7条 市長は、受給資格者に対し、ひとり親家庭等医療費として一部負担金の額を支給するものとする。

～中略～

- 3 第1項の規定にかかわらず、一部負担金に要する費用について、法令の規定により他に給付を受けることができる場合は、当該給付を受けることができる額の限度において、ひとり親家庭等医療費を支給しない。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年八月八日政令第三百六十九号）

第三条 法第十五条第一項第七号に規定する災害共済給付（以下この章において単に「災害共済給付」という。）の給付金の額は、次の各号に掲げる給付の種類ごとに、当該各号に定める額とする。

～ 中略 ～

- 4 センターは、学校の管理下における児童生徒等の災害（法第十五条第一項第七号に規定する災害をいう。以下同じ。）について、当該児童生徒等が他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において療養若しくは療養費の支給を受け、又は補償若しくは給付を受けたときは、その受けた限度において、災害共済給付を行わない。

第五条 災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

- 一 児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの。  
ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。
- 二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。

84739

診療報酬明細書 (医科入院外) 2区 平成21年 7月分 標準11 本コ1 2 3 4 5 6 7

1医科 1国 1単独 6家外

公費①	公費②
公費③	公費④

医療	1 1 4 0 2 5	給割7
番号・番号	9 8 7 6 1 2 3 4 5	

氏名	さいたま 一郎	性別	男	年齢	4 歳	生	13.5.5
勤務上の事項							

保険医 埼玉県さいたま市  
 医療機関 医療法人 \*\*\*病院  
 のび証 048-\*\*\*\*-\*\*\*\*  
 名称 ( 77床)

傷病名	(1) 右前顔部挫傷
-----	------------

発症(1)	21年 7月 1日	診療期間	1 日
-------	-----------	------	-----

11 現 患	1 区	270
12 再 診	×	区
13 処方	×	区
14 検査	×	区
15 投 薬	×	区

(スポーツ振興 診療ある)  
 (40) \*創傷処置 (1) 45 × 1  
 ゲンタシン軟膏 1mg 2g 3 × 1

13 医学管理	
14 他 診	区
15 他 診	区
16 他 診	区
17 他 診	区

20 投 薬	×	区
21 内服薬類		区
22 外用薬類	×	区
23 注射薬類	×	区
24 点滴薬類		区
25 漢方薬類		区

30 注射		区
31 皮下注射		区
32 筋肉注射		区
33 手の注射		区

40 処 置	1 区	45
41 処 置		3

50 手術・麻酔		区
51 手術		区
52 麻酔		区
53 麻酔		区
54 麻酔		区
55 麻酔		区
56 麻酔		区
57 麻酔		区
58 麻酔		区
59 麻酔		区

60 検査	318
-------	-----

一部負担金額 円	
公費額	円
患者負担額	円

日本スポーツ振興センター災害給付使用、福祉3医療は不使用(医療費は窓口負担)の場合のレセプト記載例です。

14133000000987600000123459  
 001140251234567000031820050530000009012107000000000000000011111610

# 請求書兼領収書

患者No. 84739  
 保険者No. 114025

氏名 さいたま 一郎 様

21年 7月 1日

初・内容料	医学管理等	在宅医療	投	注	退
270 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	48 <sup>A</sup>
予 商	麻 酔	検 査	病 理 診 断	画 像 診 断	リハビリテーション
0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>
放射線科	放射線治療				
0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>				

保険点数合計	負担率	負担金	優待金	前回未収金	領 収 印
318 <sup>A</sup>	0	950 <sup>P0</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>P0</sup>	
	保険外合計金額	消費税等			
	0 <sup>P0</sup>	0 <sup>P0</sup>			
	請求金額	今回未収金			
	950 <sup>P0</sup>	0 <sup>P0</sup>			

上記の通り請求いたします。

埼玉県さいたま市  
 医療法人 \*\*\*病院

048-\*\*\*-\*\*\*

\*\*\*\*\*

84747

診療報酬明細書 (調転入院外) 2 国 平成 21 年 7 月分 第 11 冊 1 2 3 4 5 6 7

1 医科 1 国 2 2 伊 2 本外

公費ID	8 1 1 1 4 0 2 7	公費ID	1 1 1 1 1 1 1
公費手		公費受	

保険	1 1 4 0 2 5	給割7
年月・番号	9 8 7 6	

氏名: さいたま 花子  
 性別: 女  
 年齢: 4 平 14.6.6 生  
 職歴上の事由:

診療届 埼玉県さいたま市  
 医療機関 医療法人 \*\*\* 病院  
 診療科目  
 担当医師 048-\*\*\*-\*\*\*\*  
 名称

77 頁

(1) 気管支炎、右手関節部打撲傷

診療日	21年 7月 1日	診療時間	1 日
診療科目		診療種別	
診療施設		診療回数	
診療日		診療回数	

1	初診	1回	270	270
12	再診	×		
13	外来管理料	×		
14	待合料	×		
15	休日診療	×		
16	深夜診療	×		
17	医学書誌			
18	診察料			
19	診察料			
20	診察料			
21	処方箋料	6×	26	6
22	外用薬料	6×	6	6
23	処方料	42×	42	42
24	調剤料		8	8
25	皮下脂肪肉			
26	診断料			
27	その他			
41	処置料	1回	45	
42	薬料		4	
51	手術料			
52	検査・管理			
53	検査料			
54	検査料			
55	処方せん			
56	その他			
61	検査料			
62	検査料			
63	検査料			
64	検査料			
65	検査料			
66	検査料			
67	検査料			
68	検査料			
69	検査料			
70	検査料			
71	検査料			
72	検査料			
73	検査料			
74	検査料			
75	検査料			
76	検査料			
77	検査料			
78	検査料			
79	検査料			
80	検査料			
81	検査料			
82	検査料			
83	検査料			
84	検査料			
85	検査料			
86	検査料			
87	検査料			
88	検査料			
89	検査料			
90	検査料			
91	検査料			
92	検査料			
93	検査料			
94	検査料			
95	検査料			
96	検査料			
97	検査料			
98	検査料			
99	検査料			
100	検査料			
101	検査料			
102	検査料			
103	検査料			
104	検査料			
105	検査料			
106	検査料			
107	検査料			
108	検査料			
109	検査料			
110	検査料			
111	検査料			
112	検査料			
113	検査料			
114	検査料			
115	検査料			
116	検査料			
117	検査料			
118	検査料			
119	検査料			
120	検査料			
121	検査料			
122	検査料			
123	検査料			
124	検査料			
125	検査料			
126	検査料			
127	検査料			
128	検査料			
129	検査料			
130	検査料			
131	検査料			
132	検査料			
133	検査料			
134	検査料			
135	検査料			
136	検査料			
137	検査料			
138	検査料			
139	検査料			
140	検査料			
141	検査料			
142	検査料			
143	検査料			
144	検査料			
145	検査料			
146	検査料			
147	検査料			
148	検査料			
149	検査料			
150	検査料			
151	検査料			
152	検査料			
153	検査料			
154	検査料			
155	検査料			
156	検査料			
157	検査料			
158	検査料			
159	検査料			
160	検査料			
161	検査料			
162	検査料			
163	検査料			
164	検査料			
165	検査料			
166	検査料			
167	検査料			
168	検査料			
169	検査料			
170	検査料			
171	検査料			
172	検査料			
173	検査料			
174	検査料			
175	検査料			
176	検査料			
177	検査料			
178	検査料			
179	検査料			
180	検査料			
181	検査料			
182	検査料			
183	検査料			
184	検査料			
185	検査料			
186	検査料			
187	検査料			
188	検査料			
189	検査料			
190	検査料			
191	検査料			
192	検査料			
193	検査料			
194	検査料			
195	検査料			
196	検査料			
197	検査料			
198	検査料			
199	検査料			
200	検査料			
201	検査料			
202	検査料			
203	検査料			
204	検査料			
205	検査料			
206	検査料			
207	検査料			
208	検査料			
209	検査料			
210	検査料			
211	検査料			
212	検査料			
213	検査料			
214	検査料			
215	検査料			
216	検査料			
217	検査料			
218	検査料			
219	検査料			
220	検査料			
221	検査料			
222	検査料			
223	検査料			
224	検査料			
225	検査料			
226	検査料			
227	検査料			
228	検査料			
229	検査料			
230	検査料			
231	検査料			
232	検査料			
233	検査料			
234	検査料			
235	検査料			
236	検査料			
237	検査料			
238	検査料			
239	検査料			
240	検査料			
241	検査料			
242	検査料			
243	検査料			
244	検査料			
245	検査料			
246	検査料			
247	検査料			
248	検査料			
249	検査料			
250	検査料			
251	検査料			
252	検査料			
253	検査料			
254	検査料			
255	検査料			
256	検査料			
257	検査料			
258	検査料			
259	検査料			
260	検査料			
261	検査料			
262	検査料			
263	検査料			
264	検査料			
265	検査料			
266	検査料			
267	検査料			
268	検査料			
269	検査料			
270	検査料			

(スポーツ振興 診療あり)

(23) \*アルビニー坐剤 5.0 50mg 3個 6 × 1  
 \*MS冷シップ「タイホウ」 200g 20 × 1

(40) \*創傷処置(1) 45 × 1  
 \*MS冷シップ「タイホウ」 40g 4 × 1

子育て支援医療費と日本スポーツ振興センター災害給付の2つのパターンで受診した場合のレセプト記載例です。

子育て支援医療費該当分と日本スポーツ振興センター該当分を入力した場合、投薬については主保険26点のうち、6点が子育て支援医療費助成の対象として入力された事を想定しています。療養の給付欄には主保険のうち、公費81(子育て支援医療費助成にかかる点数が332点として公費①欄に集計されています。

401 ←  
 332 ←

24147000000000000000000009876081114027111111600000033280000000000006  
 0011402512345670000401400606800000070121070000000000000000011112218

# 請求書兼領収書

患者No. 84747  
 保険者No. 114025

氏名 さいたま 花子 様

21年 7月 1日

初・再診料	医学管理等	在宅医療	投薬	注射	検査	処置
270 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	82 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	49 <sup>A</sup>
半額	麻酔	検査	直視	病型診断	画像診断	MRI/CT/造影
0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>
整形外科	放射線治療					
0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>					

保険点数合計	負担率	負担金	優待	前回来収金	領収印
401 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	210 <sup>M</sup>	優待	前回来収金	
	保険外合計金額		優待	前回来収金	
	0 <sup>A</sup>		0 <sup>A</sup>	0 <sup>M</sup>	
請求金額	210 <sup>M</sup>	今回来収金	210 <sup>M</sup>		

上記の通り請求いたします。

埼玉県さいたま市  
 医療法人 \*\*\* 病院

048-\*\*\*-\*\*\*

84751

診療報酬明細書 (原料入院外) 2 国 平成 21 年 7 月分 患者 11 区 1 2 3 4 5 6 7

1 医科 1 国 3 3 併 6 家外

公費①	5 1 1 1 6 0 2 8	公費②	1 2 3 4 5 6 6
公費③	8 1 1 1 4 0 2 7	公費④	2 3 4 5 6 7 6

保険	1 1 4 0 2 5	給割	7
記号・番号	1 2 3 9 8 7 6		

氏名 さいたま 太郎  
 性別 男 年齢 4 半 生 12.4.3  
 勤務上の事由

診療所 埼玉県さいたま市  
 医療法人 \*\*\* 病院  
 所在地  
 電話番号 048-\*\*\*-\*\*\*\*  
 〒 77 庚

病名	(1) 消炎症大腸炎 (2) 気管支炎、右手関節挫創	診療日	20年 4月 1日	診療回数	1 日
		入院日	21年 7月 1日		

11	初診	回				
12	再診	60×	1回	60	60	60
13	医学管理					
14	住夜間 深夜・緊急 在宅急用訪問看護 その他					
19	1) 内服薬 2) 外用薬 3) 処方箋 4) 検査	× 6× 42×	1回 1回 1回	12 6 42	12 6 42	12 6 42
20	皮下筋肉内 注射					
40	処置 創傷		1回	45	5	5
50	手術・検査 検査・検体					
60	検査・検体 検査		1回	216	216	216
70	検査・検体 検査					
80	公費					
90	公費					
99	合計			394	276	344

23)	* S.P. トローチ明治 0.25mg 2.0錠	12 × 1
40)	* 創傷処置 (1) ゲンタシン軟膏 1mg 3g	45 × 1 5 × 1
60)	* 末梢血液一般検査、末梢血液像	40 × 1
	* 血液採取 (静脈) B-V	11 × 1
	* 血液学的検査判断料	125 × 1
	* 検体検査管理加算 (1)	40 × 1

公費”51” 特定疾患で自己負担額がある場合、  
 公費”81” さいたま市子育て支援医療費助成制度、  
 日本スポーツ振興センター災害給付制度にて受診した場合のレセプト記載例です。

明細に縦に入力された、主保険に関する点数・公費1 (特定疾患) に関する点数・公費2 (子育て支援医療費) に関する点数の合計が療養の給付欄に集計されます。  
 この中で40欄に入力された45点と5点の合計が公費対象外となり、日本スポーツ振興センターの災害給付の対象となるものです。

81114027234567630000003441000000000000  
 14125000000012300000098760511160281234566500000027630000000082817  
 001140251234567000039480040300000005012107000000000000000011113613

# 請求書兼領収書

患者No. 84751  
保険者No. 114025

氏名 さいたま 太郎 様

21年 7月 1日

初・再診料	医学管理等	在宅医療	投薬	注射	処置
60 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	68 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	50 <sup>A</sup>
予備	麻酔	検査	病室診断	画像診断	リハビリテーション
0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	216 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>
経路費用	放射線治療				
0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>				

保険点数合計	負担率	負担金	額	額	額
394 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	150 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>
	保険外合計金額	消費税等	額	額	額
	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>
	額	額	額	額	額
	150 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>
	額	額	額	額	額
	150 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>	0 <sup>A</sup>

上記の通り請求いたします。  
埼玉県さいたま市  
医療法人 \*\*\* 病院

048-\*\*\*-\*\*\*